

管理職職員であった者が再就職した場合の届出  
(国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第2項関連)

平成 28 年 1 月 4 日

内閣総理大臣 殿

住所  
氏名  
電話番号

[Redacted]  
阪本和道  
[Redacted]

国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏名	さかもとかずみち 阪本和道	
2 生 年 月 日	28年 5月 9日	
3 離 職 時 の 官 職	内閣府審議官	
4 離 職 日	H 27 年 7 月 28 日	
5 再 就 職 日	H 28 年 1 月 / 日	
6 再 就 職 先 の 名 称	株式会社 博報堂	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	広告業務	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	顧問	
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
10 官 民 人 材 交 流 セ ン タ ー の 援 助 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。